

飛島地区じん芥収集運搬業務委託仕様書

1. 目的

本業務は、飛島地区のごみステーション及び粗大ごみ置き場に排出された一般廃棄物の収集・運搬を行うとともに、一般廃棄物運搬船への積み込み業務を行うことを目的とする。

2. 総括事項

この仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において準備しなければならない。

3. 一般事項

- (1) 業務委託名 飛島地区じん芥収集運搬業務委託
- (2) 委託場所 飛島地内
- (3) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 参加条件 本市のごみ収集業務を3年以上継続して受託したことがある事業者
- (5) 業務内容
 - ① 飛島地区のごみステーションに排出された可燃ごみの収集・保管場所への運搬を行い、一般廃棄物運搬船への積み込みを行う。
 - ② 飛島地区の粗大ごみ置き場に排出された粗大ごみと不燃ごみの収集・運搬を行い、一般廃棄物運搬船への積み込みを行う。
 - ③ 飛島地区のごみステーションに排出された紙類資源の収集・保管場所への運搬を行い、一般廃棄物運搬船への積み込みを行う。

4. 可燃ごみ及び紙類資源

- (1) 収集日
 - ① 毎週月曜日及び木曜日
 - ② 該当日が国民の祝日であっても業務は実施する。

- (2) 収集・運搬日数 期間中103日

- (3) 積み込み回数
委託期間中、25回とする。天候の状況等により曳航日に変更になる場合もある。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数	2	2	3	4	4	2	2	2	1	1	1	1

- (4) 休業日
令和8年12月31日～令和9年1月3日
- (5) 収集時間
午前8時から収集を開始する。
- (6) 収集運搬区域
ごみステーション11か所（勝浦6か所、中村3か所、法木2か所）
- (7) 収集運搬車両
 - ① 収集運搬車両は、受託者が確保する。
 - ② 受託者が確保する収集運搬車両の燃料及び消耗品は受託者の負担とする。
- (8) 作業員
作業員は原則として2名以上とし、業務に支障をきたすことのないよう予備者を確保すること。

5. 粗大ごみ及び不燃ごみ

(1) ごみ収集運搬及び積込み回数

3. (3)に規定する委託期間中、9回とする。天候の状況等により曳航日が変更になる場合もある。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
回数	1	1	1	1	2	1	1	1

(2) 収集・運搬・積込み時間

ごみの量と一般廃棄物運搬船の曳航時間を考慮して作業を行うこと。

(3) 収集運搬区域

粗大ごみ置き場3か所（勝浦1か所、中村1か所、法木1か所）

(4) 収集運搬車両

① 収集運搬車両は、受託者が確保する。

② 受託者が確保する収集運搬車両の燃料及び消耗品は受託者の負担とする。

(5) 作業員

作業員は原則として2名以上とし、業務に支障をきたすことのないよう予備者を確保すること。

6. 共通事項

(1) 安全対策

業務中は労働基準法、労働安全衛生規則等全ての条項を遵守し、事故等が生じないように作業を行う。

(2) 業務の報告・検査

毎月の業務が完了したときは、遅滞なく収集運搬業務日誌を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

(3) 委託料の支払い

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。委託料は月ごと均等払いとし、端数が出た場合は最初の月で調整するものとする。委託者は、受託者より正当な請求書を受け取ってから30日以内に受託者に対して支払うものとする。

7. その他

(1) 委託された業務及びその管理に必要な費用は受託者の負担とする。

(2) 特別な収集業務や災害発生時の業務については別に指示する場合がある。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。